

## 平成30年由仁町議会第1回定例会 第1号

平成30年3月5日（月）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1、会務報告
  - 2、例月出納検査報告
  - 3、平成29年度定例監査報告
- 4 行政報告
- 5 由仁町介護 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
保険条例審査  
特別委員会  
報告第1号  
(平成30年  
第3回臨時会  
議案第1号)
- 6 議案第1号 平成29年度由仁町一般会計補正予算について
- 7 議案第2号 平成29年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 8 議案第3号 平成29年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 9 議案第4号 平成29年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 10 議案第5号 平成29年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 11 議案第6号 平成29年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 12 平成30年度町政執行方針
- 13 平成30年度教育行政執行方針
- 14 議案第7号 由仁町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 15 議案第8号 由仁町耕地利用高度化推進事業分担金徴収条例の制定について
- 16 議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第10号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第11号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第12号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第13号 由仁町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第14号 由仁町国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について

- 2 2 議案第 1 5 号 由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 3 議案第 1 6 号 由仁町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 4 議案第 1 7 号 由仁町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 5 議案第 1 8 号 由仁町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 6 議案第 1 9 号 由仁町営住宅管理条例及び由仁町産業住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 7 議案第 2 0 号 平成 3 0 年度由仁町一般会計予算について
- 2 8 議案第 2 1 号 平成 3 0 年度由仁町国民健康保険事業特別会計予算について
- 2 9 議案第 2 2 号 平成 3 0 年度由仁町農業集落排水事業特別会計予算について
- 3 0 議案第 2 3 号 平成 3 0 年度由仁町介護保険事業特別会計予算について
- 3 1 議案第 2 4 号 平成 3 0 年度由仁町後期高齢者医療特別会計予算について
- 3 2 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度由仁町水道事業会計予算について
- 3 3 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計予算について
- 3 4 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計予算について
- 3 5 一般質問
- 3 6 会議案第 1 号 閉会中の所管事務調査について
- 3 7 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（10名）

議長 1 0 番	熊 林 和 男 君	副議長	9 番	吉 田 弘 幸 君
1 番	羽 賀 直 文 君	2 番	早 坂 寿 博 君	
3 番	加 藤 重 夫 君	4 番	後 藤 篤 人 君	
5 番	浮 田 孝 雄 君	6 番	佐 藤 英 司 君	
7 番	大 竹 登 君	8 番	井 村 勇 夫 君	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	平	中	利	昌
總	務	課	中	島		哲
地	域	活	河	合	高	弘
住	民	課	山	影	寿	幸
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
保	健	福	野	田	友	二
建	設	水	伊	藤	一	廣
診	療	所	安	達		智
教	育	課	泉		陵	平
農	業	委	野	島		健
	員	会				
		事				
		務				
		局				
		長				

○出席事務局職員

局		長	菊	地	和	夫	君
主		査	荒	井		修	君
主		事	下	田	葉	月	君

◎開会 午前 9時31分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、平成30年由仁町議会第1回定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 浮田君、6番 佐藤君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長

○4番（後藤篤人君） 本定例会の会期について、委員会の審議結果を報告いたします。

本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、初めに報告事項として諸般の報告及び行政報告、次に町長提出案件として平成29年度各会計補正予算案6件、条例の制定案1件、条例の一部改正案11件、平成30年度各会計予算案8件の計27件であります。次に、議会提出案件として特別委員会報告1件、会議案1件、議会運営委員会の閉会中の審査の申し出1件の計3件であります。なお、今定例会には意見書案1件を追加議案として上程することを予定しておりますので、ご承知おき願います。

続いて、議事運営の取り扱いにつきましては、議案第1号から議案第19号については単独上程といたします。平成30年度各会計予算案については一括上程とし、予算審査特別委員会を設置の上、同委員会へ付託し、休会中の審査とする。続いて、平成30年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての質問は、一般質問に含めて行うこととし、通告期日を3月7日正午とする。一般質問については、休会後の14日に行うこととする。

本会議及び議事の日程は、1日目、5日は日程第1から日程第26まで、2日目、6日は日程第27から日程第34まで、3日目、15日は日程第35、一般質問のみ、最終日、20日は予算審査特別委員会報告並びに残りの日程とし、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については3月5日から3月20日までの16日間とすることで意

見の一致を見たところでは。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（熊林和男君） 委員長に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月20日までの16日間とすることに決定をいたしました。

#### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から平成30年1月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、3の平成29年度定例監査報告をいたします。監査委員から平成29年度定例監査結果の報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（熊林和男君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から一般行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 平成29年第4回定例会以降の行政事務につきましてご報告をいたします。

第1点目は、ふるさと寄附金の受け付け状況についてであります。今年度の寄附金は、受け付けベースで3月1日現在4,600件、1億2,310万円となっており、前年度決算と比べますと件数は1,155件、金額は2,660万円の増となっております。その要因としましては、返礼品を76品目から110品目に増加したことに加えまして、千

葉県、東京都、神奈川県を横断する京成電鉄グループの一つであります北総鉄道に1年間の鉄道広告を実施したこと、さらには東京、大阪、名古屋、札幌で行いましたふるさと納税PR、このほかインターネットからの申し込み受付窓口を2カ所から3カ所へ拡大したことによる効果と考えております。来年度におきましても、さらなる寄附金の増額と由仁町のPRに努めてまいります。

2点目は、主な工事の進捗状況についてであります。初めに、土木事業の第1太田線道路改築工事は、昨年12月26日に完成いたしました。次に、農業集落排水事業の農業集落排水事業由仁・三川・川端地区処理施設第1工区工事は、ほぼ完了し、しゅん工書類の整理を行っているところであり、3月9日に完成の予定となっております。次に、水道事業の道道東三川停車場線支障水道管布設替工事は昨年12月18日に完成し、由仁取水施設撤去工事は施設の撤去は完了し、敷き砂利による整地を行っているところであり、3月19日に完成の予定となっております。

行政報告は、以上2点でございます。

○議長（熊林和男君） 次に、教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（田中宣行君） 平成29年第4回定例会以降の教育行政諸般につきまして3点ご報告申し上げます。

まず、第1点目は、平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果についてであります。新体力テストとも言われておりますこの調査は、調査結果をもとにして学校の教育活動全体を通じた体力の向上に関する指導の工夫や改善を進めることを目的の一つとし、毎年全国の小学校5年生と中学校2年生を対象として実施され、このほど調査結果が公表されたところであります。実技につきましては、8種目の調査を行い、小学校と中学校の共通実技として握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳びの7種目のほか、小学校ではソフトボール投げ、中学校ではハンドボール投げを実施しております。その調査結果であります。まず北海道の体力合計点については小学校、中学校の男女ともに前年度との比較では改善傾向にあるものの、全国平均との比較では依然として全国平均を下回る結果となっております。次に、当町の結果についてであります。小学校、中学校とも男子の体力合計点が全国平均を下回り、また前年度の点数も下回る結果であるのに対し、女子の体力合計点は全国平均、前年度の点数ともに上回る結果となっております。内訳では、小中学校の男女ともに50メートル走と長座体前屈において全国平均を下回る結果となっております。また、体格と肥満度に関する調査については、北海道の小中学校の男女ともに肥満傾向児の出現率が全国よりも高く、依然として北海道の子供たちが肥満傾向にあるとの結果があらわれました。当町の状況につきましては、小中学生ともに男子は全国、全道に比べ肥満傾向児の出現率が高く、女子は低い結果となっております。

次に、第2点目は、平成30年3月中学校卒業予定者の進路状況についてであります。ことし3月の由仁中学校卒業予定者46名のうち、45名が高等学校への進学を希望して

おります。出願先の状況については、国立高校である苫小牧工業高等専門学校に3名、公立高校には管内の岩見沢農業高校に9名、岩見沢緑陵高校に8名、岩見沢東高校に4名、栗山高校に3名、岩見沢西高校、長沼高校、三笠高校、夕張高等養護学校にそれぞれ1名、管外の恵庭南高校に3名、北広島高校、千歳高校、札幌東商業高校にそれぞれ1名の計34名が出願しております。また、私立高校には、立命館慶祥高校、とわの森三愛高校、白樺学園高校、札幌新陽高校、池上学院高校の5校に8名が出願しております。なお、私立高校の受験は実施済みで、公立高校はあす3月6日が受験日であり、公立高校一般受験の合格発表は3月16日に予定されております。

次に、3点目は、由仁町学校給食センター改築工事の進捗状況についてであります。由仁町学校給食センター改築工事は、1月31日に完成し、現在4月からの稼働に向けて準備を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 由仁町介護保険条例審査特別委員会報告第1号

○議長（熊林和男君） 日程第5、由仁町介護保険条例審査特別委員会報告第1号（平成30年第3回臨時会議案第1号） 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、平成30年第3回臨時会、平成30年2月19日の会議において由仁町介護保険条例審査特別委員会に付託し、審査をお願いしていたところでありますが、審査が終了した旨の報告が議長のもとに届いておりますので、委員長の報告を求めます。

佐藤委員長

○6番（佐藤英司君） 由仁町介護保険条例審査特別委員会報告。

平成30年2月19日開会の由仁町議会第3回臨時会において本委員会に付託された事件については、2月19日に特別委員会を開催し、慎重に審査いたしました。その審査の結果を由仁町議会会議規則第77条の規定により次のとおり報告いたします。

平成30年第3回臨時会議案第1号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

審査の結果、上記の原案を可決といたします。

以上で報告を終わります。

○議長（熊林和男君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浮田君

○5番（浮田孝雄君） 委員会報告はわかりました。

それで、委員会のときもそうなのですが、今後の大綱について行政のほうからも何もありませんでした。それで、今回質問したいのですが、3年ごとの見直し、そ

れによる改正、これは議会としても粛々とやっています。これは理解できます。ただ、今後の3年ごとの見直しについて、保険者にとっては大変なことです。今回も約12%値上げと。そこで、お聞きしたいのは、町長、今後当然この保険料に関してどこかで政治的な判断を下さなければならない。その時期が来ると思います。その1点だけ、どのようにお考えになっているかお聞きしたい。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） ただいまの浮田議員のご質問でございますが、どこかで政治的な判断を下さなければならないということは、恐らく保険料を低減するための一般会計からの繰り入れのことではないかなというふうに、そのようなご質問ではないかなというふうに考えているのでありますが、よろしいでしょうか。

（「違います」の声あり）

○町長（松村 諭君） そうではないのですか。介護保険制度自体の問題ということによろしいでしょうか。

（「そうそう」の声あり）

○町長（松村 諭君） 御多分に漏れず、我が町でも高齢化率は40%であります。高齢化の問題は避けて通れないというよりも、もう首までどっぷり使っている状態であります。国は、制度自体を給付制限といいますか、使わないようにというふうに制度改正を続けていっている状況になっております。恐らくこの高齢化率はまだまだ伸びていきますので、介護保険にかかわる保険料も当然上がること予想されますし、高齢者、認知症の高齢者などもふえていくことが考えられると思います。しかし、私はこれから介護保険の被保険者になる方々には一日でも長くこの制度を利用しないで安心して暮らしていただきたいということ、これは常に願っているところでありまして、そのためには介護予防事業をもっと徹底していかなければならないと思っています。今制度上よくあるのは、介護保険の被保険者になってから介護予防活動を一生懸命やるわけなのです。私は、ちょっと表現が悪いかもしいのですが、それでは遅いと考えています。介護保険の被保険者になる前から介護保険のサービスを受けなくても済むような健康増進活動を、若いときからその活動を続けていかなければならないと考えております。その一端として、今も保健福祉課を中心としまして介護保険の適用にならないためのそういう運動を続けています。ただ、これは現在介護保険の被保険者となっている方が現在活動している介護予防活動と並行して進めていかなければならないというふうに考えているところであります。

そして、保険料の問題ですが、これは恐らくまだ上昇すると見込まれております。今回も保険料を低減するために基金を取り崩して、保険料を低減いたしました。残高も非常に少なくなつてまいりました。この次の制度改正のときはどうなるかと、これは私も任期が

ありますから、今の段階で私がお答えすることはできませんが、一般会計から多額の繰り入れをして保険料を下げるとするのは非常に難しいかもしれない。ですが、今回崩した基金の原資は、保険者の皆さん方が納めていただいた保険料が介護給付サービスが予想以上に伸びなかったために最終的に残高として残って、基金として積み立てることができた。それを保険者の皆さんに還元したということでもあります。3年後これはますますふえていくだろうというふうに考えております。そのときに行政はどうするかということ、これは今単純にこうなるという予測の段階でお答えすることはできないかもしれませんが、続けていくのは介護サービスを受けなくても済むような、そういった健康増進を続けていくこと。

もう一つは、由仁町の中にまだまだ介護サービスが充足していないのであります。24時間のホームヘルプサービスもありませんし、現実の問題として介護に従事する職員、従事していただけるマンパワーが不足しております。こういった点も見直していかないとだめですし、行政のほうで何かてこ入れをしてそういった人材を育成していく必要もあると考えているところでございます。

以上で終わります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） とにかく大変大きな問題です。これは由仁町にとっても、全国的に大変大きな問題で、国はどのような方向性を見出すのかと、これは大きな課題になっていると思います。国のほうでも病院、施設、それから居宅のほうへと、どんどん介護保険料が必要となってくる。そういう方向性は、もう国では発表しております。当然由仁町も今回出しております。ですから、必ず行政側として政治的な判断、これはいずれどこかでしなければならぬと思う。確かに町長の任期の問題もあるでしょうけれども、それは横に置いておいて、由仁町の町民がよかったねと、こういう条例をつくれるようにお考えいただきたいです。

○議長（熊林和男君） 答弁要りますか。

○5番（浮田孝雄君） いや、要らない。

○議長（熊林和男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

由仁町介護保険条例審査特別委員会報告第1号（平成30年第3回臨時会議案第1号）

由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第6、議案第1号 平成29年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 平成29年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出ではふるさと寄附金の増加に伴う返礼品の増額、道営農業農村整備事業における国の補正予算の追加、本年度事業等の完了に伴う予算整理、歳入では町民税の増額及び事業費確定に伴う補助金などの整理が主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明をさせますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 平成29年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長(熊林和男君) 日程第7、議案第2号 平成29年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第2号 平成29年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出ではシステム改修事業の終了による予算の整理、保険給付費及び共同事業拠出金の減額など、歳入では国民健康保険税及び繰入金が増額、国・道支出金及び共同事業交付金の減額などが主なものであります。

なお、このたびの補正予算につきましては、去る2月23日に開催されました国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 住民課長

○住民課長(山影寿幸君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 平成29年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長(熊林和男君) 日程第8、議案第3号 平成29年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第3号 平成29年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では集落排水建設費などの予算の整理、歳入では集落排水建設費補助金などの減額及び一般会計繰入金が増額が主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 建設水道課長

○建設水道課長(伊藤一廣君)

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 平成29年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第4号 平成29年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 平成29年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では介護及び介護予防サービス給付費、地域支援事業費の減額並びに基金積立金の増額など、歳入では各給付費、地域支援事業費の減額に伴う交付金などの減額が主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（熊林和男君） 保健福祉課長
- 保健福祉課長（中道康彦君）

「記載省略」

- 議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 平成29年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

- 議長（熊林和男君） 日程第10、議案第5号 平成29年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

- 町長（松村 諭君） 議案第5号 平成29年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では保険料還付金、歳入ではこれに対する広域連合からの補填金を計上するものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを

申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（山影寿幸君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 平成29年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（熊林和男君） 日程第11、議案第6号 平成29年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 平成29年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、事業費などの確定に伴う予算の整理が主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願い

いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（伊藤一廣君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 平成29年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時25分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第12 平成30年度町政執行方針

○議長（熊林和男君） 日程第12、平成30年度町政執行方針を上程いたします。

町長から町政執行方針を行っていただきます。

町長

○町長（松村 諭君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 町政執行方針に対しての質疑は、一般質問に含めて行うことといたしますので、ご了承願います。

◎日程第 1 3 平成 3 0 年度教育行政執行方針

○議長（熊林和男君） 日程第 1 3、平成 3 0 年度教育行政執行方針を上程いたします。

教育長から教育行政執行方針を行っていただきます。

教育長

○教育長（田中宣行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 教育行政執行方針に対しての質疑についても一般質問に含めて行うことといたしますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0 時 1 4 分

再開 午後 1 時 3 0 分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 1 4 議案第 7 号

○議長（熊林和男君） 日程第 1 4、議案第 7 号 由仁町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第 7 号 由仁町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、介護保険法の改正により、居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村へ移管されることに伴い、その人員や運営に関する基準等を定めようとする

ものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第7号 由仁町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について内容の説明を申し上げます。

本条例につきましては、居宅介護支援の事業、いわゆるケアマネジャーと言われます介護支援専門員が利用者に必要な介護サービスを盛り込んだケアプランを作成し、介護サービス事業所との調整に当たる支援のことでありますが、その人員や運営に関する基準を定める今般の条例制定の背景、考え方、条例概要について資料で説明いたしますので、議案第7号資料をごらん願います。

まず、条例制定の背景であります。平成26年に公布されました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律におきまして介護保険法の一部改正が行われまして、居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村へ移管されることとなりました。また、昨年公布されました地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律におきまして、介護保険法による高齢者、障害者総合支援法による障害者、児童福祉法による子供にまたがった共生型サービスが介護保険法に位置づけられまして開始されることに伴い、厚生労働省令であります指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準におきましても共生型サービスの基準となる規定が追加されたところであります。

次に、条例制定の考え方ですが、医療介護総合確保推進法で改正されました介護保険法におきまして、指定居宅介護支援事業所における人員や運営に関する基準は市町村の条例で定めることとされたこと、さらにその条例を定めるに当たりましては、先ほど申し上げました国の基準に従う、あるいは参酌するものとされたところであります。

次に、条例の施行日ですが、一部の規定を除き、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

2ページをごらんください。次に、条例概要であります。内容欄でアンダーラインを引いてあります規定につきましては、国の基準と異なる由仁町独自の基準として規定しているものであります。

それでは、第1章では総則といたしまして、第1条で条例の趣旨、第2条で用語の定義、第3条では居宅介護支援事業者の申請要件を定めているところであります。国の基準におきましては、1点目、法人であることということが規定されておりますが、町独自の基準といたしまして、由仁町暴力団の排除の推進に関する条例に規定します暴力団関係事業者、または暴力団員ではないこととすることを規定したところであります。

第2章は基本方針、第4条で事業の基本方針を規定しております。

第3章は人員に関する基準で、第5条といたしまして事業所の介護支援専門員、ケアマネジャーの員数を規定しております。第6条では事業所の管理者は主任介護支援専門員

であることということを規定しているところでもあります。

第4章は、第7条からになります。運営に関する基準であります。第7条で手続の説明、同意について、第8条では居宅介護支援の提供を拒否することを禁止する旨の規定、第9条では居宅介護支援のサービス提供困難時の対応について規定しているところでもあります。

第10条は、居宅介護支援を求められた場合の被保険者証による資格等の確認であります。この確認に加えまして、介護保険負担割合証、1割負担、2割負担であるという負担割合証及び介護保険負担限度額、これは食費、居住費に係ります負担限度額であります。それらの関係する証書類の確認について独自の規定を追加したところでもあります。

第11条は要介護認定申請の援助、協力、第12条は介護支援専門員、ケアマネジャーの身分証の携行、提示、第13条で居宅介護支援の利用料等、第14条で居宅介護支援提供証明書の交付、第15条では居宅介護支援の基本取り扱い方針について規定しているところでもあります。

3ページをお開き願います。第16条では指定居宅介護支援の具体的取り扱い方針を規定しているところでもあります。このうち第25号で短期入所、いわゆるショートステイであります。ショートステイの利用期間が要介護認定の有効期間のおおむね2分の1を超える場合、その旨を届け出なければならないことということを規定しているところでもあります。この第25号の前段、第24号では、特に必要と認める場合を除いて要介護認定期間のおおむね2分の1、これを超えないようにしなければならないことということを規定しているところでもあります。この2分の1を超える場合につきましては届け出をしていただくことということを規定したところでもあります。

第17条は指定居宅サービスに関しての国保連に対しての報告を、第18条では居宅サービス計画等、ケアプランですが、その利用者への交付、第19条では利用者が指示に従わない場合などの対応、第20条では事業所の管理者の責務、第21条で運営規程、第22条では介護支援専門員等の勤務体制について、第23条では設備及び備品について、第24条では介護支援専門員等の健康管理について、第25条では重要事項の掲示、第26条では秘密の保持、第27条で事業所の広告、第28条では事業者等からの利益收受の禁止について、第29条で苦情に対する対応、処理、第30条では事故発生時の対応、第31条で事業所の会計経理について規定しているところでもあります。

第32条では諸記録の整備ということの規定しておりますが、居宅介護支援の提供に関する記録の保存について国の基準におきましては2年間というふうに規定されておりますが、町の規定といたしましては5年というふうに年数を多くしております。このことにつきましては、事業者が万が一不正な介護給付費の支給を受けた場合、介護給付費の返還請求を行うこととなりますが、この返還請求権は地方自治法第236条の規定によりまして5年間と定められていることから、返還請求の確認が困難とならないよう、記録の保存期間を5年とするということとしているところでもあります。

第5章は、第33条で基準該当居宅介護支援への準用について規定しているところでもあります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

井村君

○8番（井村勇夫君）　3条の件でちょっとお聞きしたいのですけれども、独自に書き込んだということで暴力団員の関係ですけれども、これ何か特に書き込まなくてはいけなかった理由があったのか。それから、暴力団の事業所として判断するにはどういう判断方法があるのか。それから、これは法人であることということですから、暴力団員ということは個人ではないのかなと思うのですけれども、これについて再度ご説明をいただきたいと思います。

○議長（熊林和男君）　保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君）　第3条の関係であります。由仁町の暴力団の排除の推進に関する条例ということで、こちらの条例の目的といたしまして、町一体となって暴力団の排除を推進し、もって町民の安全で平穏な生活の確保、地域経済の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とするということで、暴力団に関して町としては町の施策の上では関与しないというか、排除するというを目的としているところであります。今般町の独自の考え方といたしまして、この条例、平成24年に制定しておりますので、介護の事業におきましてもやはり暴力団関係者におきましては排除していくべきであろうということでの目的で追加しているものであります。

法人であることということでもありますので、暴力団関係者、暴力団員ということであれば個人ということになりますが、当然暴力団関係者が法人の構成員となるということも考えられますので、必ずしも個人の暴力団員というのがこの規定になじまないということではないのかなと思います。暴力団員の確認であります、そちらにつきましては栗山警察署のほうに照会をかけて、警察で持っている情報に基づいて暴力団関係者であるかどうかというものの確認をとるということになっております。

以上です。

○議長（熊林和男君）　浮田君

○5番（浮田孝雄君）　ただいまの井村議員に関連します。

申請者は非暴力団員、ところが身内、親族に暴力団員として家族構成されていると、こういう場合はどうするのですか。

○議長（熊林和男君）　保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君）　本人に限り確認をとるということになると承知しております。

○議長（熊林和男君）　浮田君

○5番（浮田孝雄君） 確認しておきます。申請者本人が暴力団員と、この場合はだめですと。ところが、身内、家族に該当する暴力団員がいても、その親族は申請できると。こういう説明ですけれども、それでよろしいのですね。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時47分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

副町長

○副町長（田中利行君） 条例全般にかかわりますので、私のほうから説明いたしますけれども、由仁町暴力団の排除の推進に関する条例、これ由仁町の場合ですけれども、ここで言っている暴力団関係事業者というものの定義は、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、そしてその他暴力団、もしくは暴力団員と密接な関係を有する事業者というふうになっておりますので、この辺については例えば暴力団の奥さんの名義で申請をしていると、それも身内だと思えますけれども、そういう場合に警察のほうに照会をいたしますが、警察のほうでそこまで把握していれば、暴力団の配偶者ですよというような連絡をとり合うことはできると思えますけれども、警察のほうで例えばその人と事業者が親戚なのかどうか、身内なのかということ把握できなければ、私どもも把握できないということになりますので、この辺については警察と連絡を密にしながら事業者として排除していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 先ほどの説明で栗山署が暴力団、また一般人と、その判定をするような話しされていましたがけれども、そこに責任かぶせていいのですか。これは、うちの条例でしょう。実際由仁町に今現役の暴力団と、こういう方いらっしゃるのですか。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君） 今の暴力団の判断ですけれども、警察に任せていいのですかというふうにおっしゃられますけれども、町でこの人が暴力団かどうかというところを把握しているわけではないです。あと、住民票にもこの方が暴力団とか把握しておりませんので、警察と十分その辺は連絡をとって、そして暴力団員なのかどうかという判断をするしかないというふうに考えております。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） そこだけ大事だから、もう一回確認したい。

由仁町の場合は、栗山署がこの方は暴力団ではないですよと言ったら、この人は暴力団

員ではないのですね。そういう説明ですよ、今。実際当町にいるかどうかの把握はしているのですか。大事なところですよ、ここは。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君） 浮田議員のおっしゃることよくわかります。ただ、今現在においては、対象になった人を栗山警察署と確認、栗山警察署がわからなければ栗山警察署も本署に確認をしてくれると思いますけれども、そこは暴力団員か、暴力団員でないかというこの線引きについては、本当に警察と連絡を密にして把握するしかないというふうに考えておりますけれども、今言ったように、おまえたち把握しているのかということに関しましては、私どもは名簿を持っていて、この人は暴力団だとかという形で把握しているものについては現在はありませんということでお答えをさせていただきます。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） その確認の仕方なのですけども、栗山署とどこまで密接に、例えば由仁町に移住してきた人方、それに対しても即確認はするのですか、しないのですか。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君） 今のお答えですけども、転入してきた人に対してその時点でその人が暴力団員か、暴力団員でないかという確認はしておりません、今現在は。ただ、今のここに出ているのは暴力団員を排除しようということですので、今のこの事業者に対して事業をやろうとしているその人が暴力団なのか、あるいは身内に暴力団の関係者がいないのかということ警察と確認をするということですので、由仁町に転入する人が暴力団員か、暴力団員でないかというこの確認は、転入届が出てくれば、それは一応受け取るという形に、今の段階はそういうふうにしておりますので、転入届出てきたら、まず警察署と確認をして、あなたは暴力団員ですから、由仁町に転入することは認めませんという業務はしていないという状況であります。

○議長（熊林和男君） 井村君

○8番（井村勇夫君） もう一度確認させていただきたいのです。

法人であることということですから、法人でなければ申請できませんよね。暴力団というのは法人を設立することはできないのです。暴力団員としても同じことなのですけども、ですからくりとしては法人であるということになりますとそこで既に、暴力団員がこれを申請することはできないということ既にここで示しているかなと思うのですけれども、それについてどう思われますでしょうか。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時56分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） ただいまの質問ですが、申請してくる法人の構成員の中に暴力団員、関係者が含まれる可能性があるというふうに捉えていますので、必ずしもその代表者、法人の代表者のみということではなくて、構成員ということでございます。

以上です。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 第3章の第5条、支援専門員の員数に関する部分なのだけれども、条例の内容を見ていくと35対1と、あと35以上複数と、こういう内容だと思う。ということは、専門員1人でとりあえずは35を見なさいと、こういうふうに読めるのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 事業所としても当然経営というものがありますので、35を超えると介護報酬のほうが減額になるということもありますので、上限が35ということの意味合いであって、例えば35で2人のケアマネジャーを置くということを否定しているものではないというところであります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） そうすると、専門員の方が利用者と計画書をつくっていきますよね。その1人の方がとりあえず35名と、上限35名の場合35対1で利用計画書をつくっていくのですか。できますか、これ。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 1時59分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 今の35対1の基準につきましては、今現在も都道府県の指定権限のもとでこの基準で行われておりますので、1人のケアマネジャーにおきまして35のケアプランを作成して管理しているというのが現状でも行われているところであ

ります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 利用者と契約結びましたと。利用プランもできましたと。最低月1回訪問しなさいと。条例制定の背景、第1行目、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進すると、全然これマッチしないでしょう。できるのですか、これ。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 現在も行われております。

○議長（熊林和男君） そのほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 由仁町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第8号

○議長（熊林和男君） 日程第15、議案第8号 由仁町耕地利用高度化推進事業分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第8号 由仁町耕地利用高度化推進事業分担金徴収条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、平成25年度から実施しております道営農地整備事業（経営体育成

型)で整備した農地の整地を目的として、耕地利用高度化推進事業により農業機械を導入するものであり、この事業の受益者から分担金を徴収するため、地方自治法第228条第1項の規定に基づき、条例を制定しようとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） 議案第8号 由仁町耕地利用高度化推進事業分担金徴収条例の制定について内容を説明いたします。

条例第1条は徴収の根拠で、耕地利用高度化推進事業に係る分担金を徴収する根拠を定めるものです。

第2条は分担金の額で、本事業で徴収する分担金の額の範囲を定めるものです。

第3条は納入義務者で、分担金は事業によって利益を受けることとなる受益者から徴収することを定めるものです。

第4条は徴収の方法及び時期で、第1項は分担金の徴収時期、第2項は徴収の方法を定めるものです。

次のページになりますが、第5条は町長への委任条項でございます。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

耕地利用高度化推進事業につきましては、現在実施しております道営農地整備事業西三川地区で整備をいたしましたほ場について農業生産性の向上を図り、耕地利用の高度化を目指すことを目的といたしまして、当町において農業機械を購入し、受益者に貸し付けを行うものでございます。なお、導入する農業機械は整地均平機で、いわゆるレーザーレベルと呼ばれるものでありまして、ほ場面を平らに地ならしをするための機械でございます。この事業に係る予算につきましては、後ほど提案をさせていただきます平成30年度由仁町一般会計予算で提出をさせていただいております。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 由仁町耕地利用高度化推進事業分担金徴収条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第9号

○議長（熊林和男君） 日程第16、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、職員に対する住居手当の支給要件見直しに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（中島 哲君） それでは、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、職員に対して支給される手当のうち、住居手当に関する改正でありまして、住居手当につきましてはこれまで住宅の新築または購入から5年間を限度として支給することとし、町内に住宅を所有する職員に限っては5年を経過しても支給することとしておりました。これを改正によりまして、支給の対象を町内に住宅を新築または購入した職員に限るものとし、5年を過ぎても支給要件を満たす限り支給しようとするものであります。別な言い方をしますと、これまで住宅を新築または購入した職員には住居手当を支給し、町外の方は5年で打ち切りとしておりましたが、町外に住宅を新築または購入した職員には初めから手当を支給しないと、そういうこととなります。

それでは、議案第9号資料、条例案の新旧対照表で説明いたしますので、議案第9号資料をごらんください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

第15条の4第1項第2号が改正部分でありまして、現行の欄、初めに出てまいります下線の部分が5年という年限の設定であります。その次に出てくる下線の部分が町内に住宅を所有している者は5年を経過した後も支給するという内容でありまして、これを改正

案の欄のとおり改正するものであります。

附則であります。第1項は施行日に関する規定で、本年4月1日から施行しようとするものであります。

附則第2項は経過措置でありまして、改正条例の施行日において町外に居住する職員で住居手当の支給を受けている職員に関しましては、改正後も従来の条例内容に基づき、5年を経過するまでは手当を支給する内容となっております。なお、この経過措置が適用される職員は1名おりまして、この職員は来年2月までの支給となっております。この条例が改正された後は、町外に対する支給はこの職員で終わりということになります。

また、本条例の改正に当たりましては、職員団体であります役場職員組合及び病院職員組合と協議をしまして、両組合から了承を得ておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第10号

○議長（熊林和男君） 日程第17、議案第10号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第10号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について

て、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（山影寿幸君） 議案第10号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、平成29年3月31日公布の地方税法施行規則の一部改正に伴いまして、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の規定の整備を行うものでございます。

初めに、議案第10号資料1、由仁町税条例の一部改正の主な内容をごらんください。左より、条例、中段、根拠法令の地方税法施行規則、右側がその内容となっております。今回は、条例の附則第5条につきまして、地方税法附則第3条の3第4項、第5項の規定に基づきまして控除対象配偶者の定義を変更しようとするものでございます。

続きまして、議案第10号資料2の由仁町税条例の一部を改正する条例案新旧対照表をごらんください。右側が現行、左側が改正案でございます。

現行欄の附則第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の規定ですけれども、この第1項の「控除対象配偶者」を改正案で「同一生計配偶者」に改めようとするものでございます。

附則として、第1条は施行期日で、この条例は、平成31年1月1日から施行しようとするものでございます。

第2条は経過措置で、改正後の本条例の規定中、個人の町民税に関する部分は平成31年度以後の年度の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第11号

○議長(熊林和男君) 日程第18、議案第11号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第11号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(中道康彦君) 議案第11号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、本条例において当該法律の規定を引用している条項にずれが生じるため、関係規定を改正しようとするものであります。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、議案第11号資料をごらん願います。

第15条は、特定教育・保育の取扱方針であります。第2号の規定におきまして法第3条第9項の規定を引用しておりますが、同項の規定が第11項に改正されておりますので、「同条第9項」を「同条第11項」に改めようとするものであります。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第12号

○議長(熊林和男君) 日程第19、議案第12号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第12号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、事業の一部について利用者負担金の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(中道康彦君) 議案第12号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

今般の条例改正につきましては、本条例に規定しております配食サービス、緊急通報装置設置に係ります利用者負担金について改正しようとするものであります。

まず、配食サービスについてであります。配食サービスの利用者負担金につきまして

は平成13年に改正して以来現在まで据え置いてきているところではありますが、配食サービス業務を委託し、実施していただいております由仁町配食サービス協会から、材料費及び人件費などのコストの値上がりによりまして現在の費用では実施困難であるということの申し入れがありましたことから、同協会と協議いたしまして、利用者負担につきまして見直そうとするものであります。

次に、緊急通報装置設置につきましては、現在は装置の設置につきましては利用者負担を求めず、無料で設置しておりますが、サービスを利用する方と利用しない方の公平性、利用者負担のあるほかの事業とのバランスなども勘案し、見直しをできるものから見直しを行うことといたしまして、設置費用の一部を負担していただくよう改正しようとするものであります。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、議案第12号資料をごらん願います。右側が現行、左側が改正案であります。

まず初めに、1ページの別表であります。この表の中のその他生活支援サービス事業（配食サービス）と次のページ、2ページ目をごらん願います。一番上段の任意事業（配食サービス）、そして一番下の障がい者等在宅生活支援事業（配食サービス）、この利用者負担金「400円」を「432円」に改めるものであります。

次に、表の下から4段目、緊急通報装置設置事業の利用者負担であります。現在の無料を新規取り付け費用の1割に改めようとするものであります。

1ページにお戻り願います。第4条は利用者負担金で、第2項であります。生活保護受給者等につきましては利用者負担金を無料とする規定であります。今ほど説明いたしました緊急通報装置設置につきまして本規定を適用するよう改正するものであります。

2ページ目の一番下をごらん願います。附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

後藤君

○4番（後藤篤人君） 緊急通報装置設置のことでちょっとお伺いしたいのですけれども、新規に取りつける方については1割と、先ほどつけていない方との公平性を図るためという話あったのですけれども、本人が要らないと言っている方もいらっしゃるという話も聞いているので、新たに新規に由仁町に越してきた方もそこで公平性とする必要があるのか、ないのかという話のように聞こえたのですけれども、その辺のところをもう一度説明していただきたい。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） この緊急通報装置につきましては、防災無線とはちょっと違いますが、消防に直結する装置であります。この装置利用する方としない方の公平性というのは、この通報装置設置希望すれば、確かに要件ありますが、つける方とつけない

方の公平性ということの意味合いでございます。

○議長（熊林和男君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第13号

○議長（熊林和男君） 日程第20、議案第13号 由仁町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第13号 由仁町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、国民健康保険法施行令等の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、このたびの改正につきましては、去る2月23日に開催されました国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（山影寿幸君） 議案第13号 由仁町国民健康保険条例の一部を改正する条

例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、昨年10月の国民健康保険法施行令の一部改正及び12月の北海道議会定例会におきまして北海道の国民健康保険条例が制定されたことに伴いまして、国民健康保険運営協議会委員の任期と葬祭費の支給額がそれに準じて改正されたため、これに準じまして本条例の改正を行うものでございます。

議案第13号資料、由仁町国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表をごらんください。右側が現行、左側が改正案でございます。

第2条の国民健康保険運営協議会の委員の定数の規定では、改正案欄で第1項の次に、第2項、委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする規定を加えるものでございます。

続いて、第6条は葬祭費の規定で、現行欄の「2万円」を改正案欄で「3万円」に改めるものです。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例は、平成30年4月1日より施行するものです。

第2項は協議会委員の任期に関する経過措置で、改正前の協議会委員として委嘱を受けている委員の任期を平成31年4月30日とするものでございます。

第3項は葬祭費に関する経過措置で、改正後の第6条、葬祭費の支給額につきましては、施行日以後の支給について適用し、施行日前の支給については従前の例によるものとしようとするものでございます。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号 由仁町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第14号

○議長（熊林和男君） 日程第21、議案第14号 由仁町国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第14号 由仁町国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、平成30年4月からの国民健康保険事業の都道府県化に伴い、北海道と円滑な会計運営を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、この改正につきましても議案第13号同様に国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（山影寿幸君） 議案第14号 由仁町国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、先ほど町長からの提案にもございましたとおり、平成30年4月1日より国民健康保険事業の都道府県化に伴いまして、北海道の国民健康保険事業会計へ当会計の費用の一部が移行されておまして、本会計では保険給付費のほか、北海道への納付金、それから保健事業費などが国民健康保険事業会計の主要事業となったところでございまして、国民健康保険事業の財政調整基金の活用方法を国保事業費全体に活用できるように改めまして、円滑な運営を図ろうとするものでございます。なお、平成30年度の国民健康保険事業については、この後の議案でご提案をさせていただいているところでございます。

それでは、議案第14号資料の由仁町国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例案新旧対照表によりご説明をいたします。右側が現行、左側が改正案欄でございます。

第1条は設置の目的の規定で、現行欄の「国民健康保険給付費」を改正案欄で「国民健康保険事業」に改めるものでございます。

第6条は処分の規定でございまして、こちらも現行欄の「保険給付事情の変動により給付費」を改正案欄で「国民健康保険事業」に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、第1項で、この条例は、平成30年4月1日より施行しようとするものでございます。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号 由仁町国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時45分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第22 議案第15号

○議長（熊林和男君） 日程第22、議案第15号 由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第15号 由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、介護保険法及び地域密着型サービス関係省令の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第15号 由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、まず1点目といたしまして、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律におきまして、介護保険法に高齢者も障害者も同一の事業所でサービスを受けることができる新たなサービス、共生型サービスが位置づけられたこと及び日常的な医学管理やみとりの機能と生活施設としての機能を備えた新たな介護保険施設、介護医療院が規定されましたこと。第2点目といたしまして、平成30年度からの介護報酬改正にあわせまして厚生労働省令であります指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正され、さきに説明いたしました共生型サービス、介護医療院に関する規定が追加されたこと。さらに、居住系サービスや施設サービスにおける医療者に対します身体的拘束の適正化に関する規定などが追加されたことなどに伴いまして、当該厚生労働省令の基準改正にあわせまして本条例の関係規定を改正しようとするものであります。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、議案第15号資料をごらん願います。まず、1ページ目であります。目次に第3章の第5節といたしまして共生型地域密着型サービスに関する基準を追加し、第1条、趣旨、第2条、定義に共生型地域密着型サービスを追加するものです。

2ページをごらん願います。次は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する規定になりますが、第6条は従業者の員数として、随時対応サービスに対応する従業者のサービス提供責任者としての経験年数に関する規定などの改正であります。

3ページをお開き願います。下段のほうになります。第32条ですが、勤務体制の確保で、午後6時から午前8時までの早朝、深夜に限定しておりました事業所間連携による通報の集約について時間の限定を削除すること等の改正であります。

4ページをお開き願います。第39条、地域との連携等に関する規定では、介護医療連携推進会議の開催頻度と地域の利用者へのサービス提供について改正するものであります。

次は、夜間対応型訪問介護に関する規定になりますが、下段のほう、第47条は、訪問介護員等の員数に関する規定で、サービス提供責任者としての経験年数に関する規定の改正であります。

5ページをお開き願います。第5節として、新たな共生型地域密着型サービスに関する基準であります。59条の20の2は共生型地域密着型通所介護の基準で、障害サービス事業所や児童発達支援事業所が共生型地域密着型通所介護を行うことに関しての基準を規定しております。

6ページ目をお開き願います。下段のほうになりますが、第59条の20の3といたし

まして、前段の定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の運営に関する基準の規定を準用する旨の規定を追加するものであります。

7ページをお開きください。次は、指定療養通所介護に関する規定になりますが、第59条の25の規定では、利用定員の規定で、上限を拡大するもの。

第59条の27の内容及び手続の説明及び同意。

次に、8ページをごらん願います。上段の第59条の38の準用規定では、文言の整理を行うものでございます。

次は、認知症対応型通所介護に関する規定になりますが、第61条の従業者の員数では、単独型の指定認知症対応型通所介護の定義における施設に介護医療院を追加いたしまして、9ページをお開き願います。第65条、利用定員に関する規定では、ユニット型施設における利用定員を改正するものであります。

10ページをお開き願います。次は、小規模多機能型居宅介護に関する規定になりますが、第82条で従業員の員数で新たな規定を追加することに伴います文言の整理、介護医療院の追加になります。

1ページ飛びまして12ページをお開き願います。第83条の管理者、第84条の事業者の代表者の規定では、要件となる従事経験施設に介護医療院を追加すること。

一番下段になりますが、第103条では、次の13ページにかけましてですが、介護医療院との連携について規定するものであります。

次は、認知症対応型共同生活介護に関する規定になりますが、由仁町では東栄地区にありますグループホームあかるい家、三川地区にありますグループホーム囲炉裏が該当する状況にあります。

中ほど、第111条の管理者、第112条の事業者の代表者に関する規定で、その要件となります従事経験施設に介護医療院を追加し、第117条、指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針、この第7項では身体的拘束の適正化を図るための措置ということで、第1号では適正化対策検討委員会を三月に1回以上開催し、14ページをごらん願います。その会議の結果を従業者に周知すること、第2号では適正化のための指針を整理すること、第3号で従業者に対する研修を定期的実施することを規定するものであります。

第125条は協力医療機関等で、介護医療院との連携について規定するものであります。

次は、地域密着型特定施設入居者生活介護に関する規定になりますが、第130条で従業者の員数の規定を改正いたしまして、15ページをごらん願います。中ほど、第138条、取り扱いの方針の中で、第6項といたしまして身体的拘束の適正措置について規定を追加するものであります。

次は、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に関する規定でありまして、ほほえみの家が該当する条項になります。第151条で従業者の員数の文言整理など。

1ページ飛びまして17ページをお開き願います。第153条、労働者提供困難時の対応では、他の紹介する施設に介護医療院を追加し、第157条第6項で身体的拘束の適正措置、第165条の2、一番下段になりますが、緊急時の対応といたしまして、18ページにかけまして地域での医師との連携方法などについて規定を追加するものであります。

第168条になりますが、運営規程に緊急時における対応方法を追加するよう改正いたしましたして、第182条第8項で身体的拘束の適正措置についての規定を追加、一番下段、第186条になりますが、19ページをお開き願います。運営規程に緊急時等における対応方法を追加するものであります。

次は、看護小規模多機能型居宅介護に関する規定になりますが、第191条で従業者の員数、3ページ飛んでいただきまして22ページ、中ほど、第192条の管理者、第193条の事業者の代表者の規定では、その要件につきまして、次のページ、23ページをお開き願います。第194条の登録定員、利用定員ではサテライト型事業所の定員を、第195条では設備及び備品について、24ページをお開き願います。事業所が診療所である場合の宿泊室の規定を追加いたしましたして、第199条で介護計画及び介護報告書の作成を担当する職員に関する規定、第202条で準用規定の改正を行おうとするものであります。

最終ページ、25ページになりますが、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

後藤君

○4番（後藤篤人君） 今の説明で議案第15号資料の7ページの指定療養通所介護事業所の定員のところの欄で、9名のところがいきなり18名になると。先ほど同僚議員言いましたように、世話する人数のことは説明なかったような気するのですけれども、その辺のところは十分間に合うというふうに考えていいのかどうか、それ1点と、もう一つ、身体的拘束等の適正化のための指針というのが15ページに出てくるのですけれども、このとき3カ月に1回検討するような話あったのですけれども、そのメンバーとか、そういうのはどういう関係で実施されるのか、その辺もうちょっと詳しく教えていただきたいと思っております。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） まず、7ページの指定療養通所介護の利用定員ということですが、こちらの指定療養通所介護、町内の中ではございませんが、今後指定療養通所介護につきましては、冒頭申し上げました地域共生型サービスが開始されたことに伴いまして、指定療養通所介護、子供の児童発達支援を実施している事業者がこの事業を実施していることが多いことから、これから女性社会、これを充実させるといったことから、ここを利用するということで利用定員を引き上げるものであります。こちらの介護に当たります職員の充実につきましては、当然9名だったのも18名ということになりますので、状況に応じてということになると思っておりますが、必要に応じて介護職員を確保していくように当たらなければならないというふうに考えているところであります。こちらに関しての介護従事者の員数、こちらにつきましてはこの規定の中では言及していないということでもあります。

それと、身体的拘束におきます検討委員会の状況であります。こちらにつきましてはあくまでも施設の中、施設長であったり、ケアマネであったり、相談員であったりということで、施設の職員による対策検討委員会ということになります。

○議長（熊林和男君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号 由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第23 議案第16号

○議長（熊林和男君） 日程第23、議案第16号 由仁町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第16号 由仁町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、介護予防支援等関係省令の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第16号 由仁町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、先ほどの議案第15号、指定地域密着型サービスの基準条例と同様、平成30年度からの介護報酬改定にあわせまして、厚生労働省令であります指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴いまして、当該厚生労働省令の基準改正にあわせまして、本条例の関係規定を改正しようとするものであります。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、議案第16号資料をごらん願います。

まず、1ページであります。第2条の基本方針で、共生型サービスに伴います障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業所との連携を新たに規定いたしまして、第5条の内容及び手続の説明及び同意で、第2項で利用者に対し複数のサービス事業所の紹介を求めることができる旨の説明義務と、第3項といたしまして病院などに入院する際の対応を追加するものであります。

2ページをごらん願います。改正後の第4項から第7項までの規定は、第3項を追加したことに伴いまして、条文中で引用しております項の繰り下げであります。

第31条の指定介護予防支援の具体的取扱方針であります。3ページをお開き願います。第14号の2として、利用者の服薬状況や口腔機能に關します情報の主治の医師等への提供を、第21号の2といたしまして、利用者が医療サービスの利用を希望した際、意見を求めた主治の医師等に対して介護予防サービス計画を交付すること、これを義務づけた規定を追加するものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号 由仁町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第17号

○議長(熊林和男君) 日程第24、議案第17号 由仁町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第17号 由仁町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地域密着型介護予防サービス関係省令の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(中道康彦君) 議案第17号 由仁町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

本条例の改正につきましても、先ほどの議案第15号、第16号と同様、平成30年度からの介護報酬改定にあわせまして、厚生労働省令であります指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正され、介護医療院に関する規定が追加されたこと、さらに居住系サービスにおける利用者に対する身体的拘束の適正化に関する規定などが追加されたことなどに伴いまして、当該厚生労働省令の基準改正にあわせて本条例の関係規定を改正しようとするものであります。

それでは、新旧対照表で説明しますので、議案第17号資料をごらん願います。

まずは、介護予防認知症対応型通所介護に関する規定になりますが、第5条の従業者の員数では、単独型指定介護予防認知症対応型通所介護の定義における施設に介護医療院を追加し、第9条の利用定員に関する規定ではユニット型施設における利用定員を改正するものであります。

2ページをごらん願います。次は、介護予防小規模多機能型居宅介護に関する規定になりますが、第44条の従業者の員数で介護職員が従事することができる併設施設に介護医療院を追加いたしまして、第45条の管理者の規定、3ページをお開き願います。第46条の事業者の代表者の規定では、要件となる従事経験施設に介護医療院を追加、第60条の協力医療機関では、介護医療院との連携について規定するものであります。

次は、介護予防認知症対応型共同生活介護に関する規定になりますが、下段、第72条の管理者の規定と次のページ、4ページをお開き願います。第73条、事業者の代表者に関する規定では、要件となる従事経験施設に介護医療院を追加し、第78条第3項といたしまして、身体的拘束の適正化を図るための措置といたしまして、第1号で適正化対策検討委員会を三月に1回以上開催し、介護従事者に周知すること、第2号では適正化のための指針を整備すること、第3号では従業者等に対する研修を定期的を実施することを規定するものであります。

第83条、協力医療機関等の規定では、次の5ページにかけまして介護医療院との連携について規定するものであります。

最後に、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するというものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号 由仁町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第18号

○議長(熊林和男君) 日程第25、議案第18号 由仁町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第18号 由仁町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、高齢者の医療に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 住民課長

○住民課長(山影寿幸君) 議案第18号 由仁町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、現在国民健康保険被保険者が国民健康保険法第116条の2の規定によりまして、入院や施設などへの入所目的でこれらの医療機関、施設などが所在する住所地に転入しまして被保険者になる場合は転入前の住所地の資格をそのまま持つ住所地特例が適用されておりますけれども、今回ことしの4月1日からの国民健康保険の都道府県化にあわせまして、後期高齢者医療の被保険者に対しましてこの住所地特例が適用されるように高齢者の医療に関する法律によりまして新たに第55条の2として新設されたため、この規定を追加するものでございます。あわせて、附則の規定につきましても、適用期間が終了したため、削ることにしております。

それでは、議案第18号資料の新旧対照表でご説明いたしますので、ごらんください。右側が現行、左側が改正案になっていまして、第3条、保険料を徴収すべき被保険者の規定で、改正案欄で第2号の次に第3号、法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者の規定を加えるものでございます。

続きまして、現行欄の附則第2条の平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例の規定につきましては、適用期間の終了により削りまして、第3

条、延滞金の割合の規定を改正案欄で第2条に繰り上げようとするものでございます。

附則といたしまして、第1項で、この条例は、平成30年4月1日より施行しようとするものでございます。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第18号 由仁町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第19号

○議長（熊林和男君） 日程第26、議案第19号 由仁町営住宅管理条例及び由仁町産業住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第19号 由仁町営住宅管理条例及び由仁町産業住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、公営住宅法の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（伊藤一廣君） 議案第19号 由仁町営住宅管理条例及び由仁町産業住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

このたびの改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第7次地方分権一括法の一部施行による公営住宅法の改正に伴うものでございます。

改正の内容は、公営住宅法第16条、家賃の決定の規定において、公営住宅の家賃は毎年入居者からの収入申告に基づき事業主体が近傍同種の住宅の家賃以下で定める規定を、認知症である者や知的障害者などが収入の申告や収入状況の報告の請求に応じることが困難な場合に、当該入居者からの収入申告がなく、収入状況の報告の請求に応じない場合であっても、官公署における必要な書類の閲覧により把握した当該入居者の収入に基づき事業主体が住宅の家賃を定めることができるよう改正されたこと、また法の改正に伴い法の施行令と施行規則も改正され、条項ずれが生じたことから、由仁町営住宅管理条例の改正と同法の条項を引用している由仁町産業住宅設置及び管理条例を改正するものです。

議案第19号資料で説明いたしますので、ごらんいただきたいと思います。新旧対照表の右が現行、左が改正案です。

第1条関係は由仁町営住宅管理条例の一部改正で、先ほどの説明により公営住宅法の改正があり、法の施行規則に新たな条が加えられ、条ずれが生じたことから、第12条、同居の承認の規定、第2項中「第10条」を「第11条」に、第13条、入居の承継の規定、第2項中「第11条」を「第12条」に改めるものです。

第14条は家賃の決定の規定で、公営住宅法の収入の申告、報告の請求の規定を引用しているため、冒頭で説明いたしました同法の改正に伴い、1項を加えるものです。

第4項として「法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が第1項に規定する収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の町営住宅の毎月の家賃は毎年度当該入居者の収入及び当該町営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。」を加えるものです。

第31条は収入超過者に対する家賃の規定で、この規定におきましても同様に引用していることから、1項を加えるものです。

2ページをお開きください。まず、第3項中、第1項の次に「及び前項」を加え、第3項を第4項とし、第3項といたしまして「法第16条第4項に規定する入居者に該当する者の収入の額が第6条第1項の金額を超え、かつ、当該入居者が、町営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第14条第1項に規定する収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認められるときは、第14条第4項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該入居者の町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該入居者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項に規定する方法により算出した額とする。」を加えるものです。

第33条は高額所得者に対する家賃等の規定で、第14条に第4項が、第31条に第3

項が加えられたことから、第1項中、3行目の及びの次に「第4項並びに」を、第31条第1項の次に「及び第3項」を加えるものです。

第36条は収入状況の報告の請求等の規定で、第33条と同様に、第1項中、第14条第1項の次に「若しくは第4項」を、第31条第1項の次に「若しくは第3項」を加え、第31条の項ずれにより「第31条第3項」を「第31条第4項」に改めるものです。

3ページをお開きください。第39条は町営住宅建替事業に係る家賃の特例の規定、第40条は町営住宅の用途廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例の規定で、この2条の規定も同様の理由によりまして、第39条第1項中と第40条の第1項中の第14条第1項の次に「若しくは第4項」を、第31条第1項の次に「若しくは第3項」を加えまして、公営住宅法施行令の改正で公営住宅の明け渡しの請求に係る収入の基準の規定として第10条が加えられたことにより条ずれが生じ、第11条を第12条に改めるものです。

次に、第2条関係は由仁町産業住宅設置及び管理条例の一部改正で、冒頭で説明しました公営住宅法の改正により項ずれが生じたため、同法を引用している第11条、家賃の決定の規定の第1項中「第5項」を「第6項」に改めるものです。

4ページをお開きください。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第19号 由仁町営住宅管理条例及び由仁町産業住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長（熊林和男君） 皆さんに連絡いたします。

明日6日の会議時間は午後1時からといたしたいと思いますので、時間までにご参集願います。

ご苦労さまでした。

◎延会 午後 3時28分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長                      熊林 和男

5 番議員                浮田 孝雄

6 番議員                佐藤 英司